

健 発 0106 第 6 号
平成 28 年 1 月 6 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種に関して、別紙 1 のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号）の一部改正が告示された。

また、別紙 2 のとおり、医療の提供の業務を行う事業者の登録に加えて、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録について規定するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成 25 年厚生労働省告示第 370 号）を改正し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の登録に関する規程（平成 28 年厚生労働省告示第 2 号）が併せて告示されたところである。

さらに、別紙 3 のとおり、登録手続の具体的運用等を定めた特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領を定めたので通知する。

貴職におかれては、内容を御了知の上、管内の市町村、特別区、関係機関等へ周知を図るとともに協力を求め、登録が円滑に行われるよう、御配慮をお願いする。

○厚生労働省告示第一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表中社会保険・社会福祉・介護事業の項対象業務の欄中「要介護度」を「要介護」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に、「障害児程度区分」を「障害児支援区分」に改め、医療機器賃貸業の項中「賃貸」を「貸与」に改め、同表中医療機器製造業の項の次に次のように加える。

再生医療等製品販売業	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の販売又は配送の業務
再生医療等製品製造業	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新

表中新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が従事する事務に相当する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下欄において「公務員と同様の事務」という。）を行う事業の項を次のように改める。

		型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が従事する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下欄において「公務員と同様の事務」という。）	独立行政法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は地方独立行政法人（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特	公務員と同様の事務の業務

定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）において公務員と同様の事務を行う事業	国、地方公共団体、行政執行法人又は特定地方独立行政法人において新型コロナウイルス等対策の実施に係る事務と一体となつて行われる公務員と同様の事務を行う事業

改正後全文

○厚生労働省告示第三百六十九号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の詳細の細目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であつて、法第十八条第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
法第三十一条第一	病院、診療所、薬局又は訪問	医師、看護師、薬剤師又は窓口事務職員等

項に規定する患者等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業	看護ステーションにおいて新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	が行う新型インフルエンザ等医療提供に係る業務
重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業	国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士又は管理栄養士が行う重大緊急医療提供に係る業務

療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又

	は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事業	
社会保険・社会福祉・介護事業	介護保険施設（法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業の項に分類されるものを除く。） 指定居宅サービス事業 指定地域密着型サービス事業 老人福祉施設 有料老人ホーム 障害福祉サービス事業 障害者支援施設 障害児入所支援施設	要介護三以上、障害支援区分四以上（障害児にあつては、短期入所に係る障害児支援区分二以上）又は未就学児の利用者であつてサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務

	医薬品・化粧品等 卸売業	医薬品製造業	医療機器修理業	医療機器販売業	医療機器貸与業	医療機器製造業
救護施設 児童福祉施設	医薬品卸売販売業	医薬品製造販売業 医薬品製造業	医療機器修理業	医療機器販売業	医療機器貸与業	医療機器製造販売業 医療機器製造業
	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療用医薬品の販売又は 配送の業務	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療用医薬品の元売り、 製造、安全性確保又は品質確保の業務	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る 予防接種に用いる医療機器の修理、販売、 貸与又は配送の業務	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急 医療提供又は新型インフルエンザ等に係る

再生医療等製品販売業	再生医療等製品製造業	ガス業	銀行業
再生医療等製品販売業	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	ガス業	中央銀行
予防接種に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務 新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の販売又は配送の業務	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務 原料調達、ガス製造、ガスの供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検、緊急時の保安対応、製造若しくは供給若しくは顧客情報等の管理又は製造若しくは供給に関連するシステムの保守の業務	銀行券の発行、通貨若しくは金融の調節又	

	空港管理業	航空運輸業	水運業	通信業	鉄道業
	空港機能施設事業	航空運送業	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	固定電気通信業 移動電気通信業	鉄道業
は資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置の業務	航空保安検査、旅客の乗降、燃料補給、貨物管理又は滑走路等維持管理の業務	航空機の運航、客室応対、運航管理、整備、旅客サービス又は貨物サービスの業務	船舶による緊急物資（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十四条各号に規定する物資をいう。以下同じ。）の運送の業務	通信ネットワーク若しくは通信設備若しくは社内システムの監視、運用又は保守の業務	運転、運転指令、信号取扱い、車両検査、運用、信号システム若しくは列車無線若しくは防災設備等の検査、軌道若しくは構造

		電気業	
	道路貨物運送業		
	一般乗合旅客自動車運送業	電気業	
道路旅客運送業			物の保守、電力安定供給のための保守、線路若しくは電線路設備保守のための統制又は情報システムの管理の業務
	一般貨物自動車運送業		発電所若しくは変電所の運転監視若しくは 保守若しくは点検若しくは故障若しくは障 害対応、燃料調達若しくは受入、資機材調 達、送配電線の保守若しくは点検若しくは 故障若しくは障害対応、電力系統の運用若 しくは監視若しくは故障若しくは障害対応 又は通信システムの維持若しくは監視若し くは保守若しくは点検若しくは故障若しく は障害対応の業務
			トラックによる緊急物資の運送の集荷若し くは配送若しくは仕分け管理、運行管理又 は整備管理の業務
			旅客バス若しくは患者等搬送事業用車両の

電
気
業

道路貨物運送業

道路旅客運送業

電
氣
業

一般貨物自動車運送業

一般乗合旅客自動車運送業

物の保守、電力安定供給のための保守、線路若しくは電線路設備保守のための統制又は情報システムの管理の業務

発電所若しくは変電所の運転監視若しくは
 保修若しくは点検若しくは故障若しくは障
 害対応、燃料調達若しくは受入、資機材調
 達、送配電線の保修若しくは点検若しくは
 故障若しくは障害対応、電力系統の運用若
 しくは監視若しくは故障若しくは障害対応
 又は通信システムの維持若しくは監視若し
 くは保修若しくは点検若しくは故障若しく
 は障害対応の業務

トラックによる緊急物資の運送の集荷若しくは配送若しくは仕分け管理、運行管理又は整備管理の業務

旅客バス若しくは患者等搬送事業用車両の

銀行業	映像・音声・文字 情報制作業	郵便業	放送業	
銀行	新聞業	郵便業	公共放送業 民間放送業	患者等搬送事業
現金の供給、資金の決済、資金の融通又は 要員の確保の業務	新聞（一般紙に限る。）の新型インフルエ ンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行 うための取材若しくは編集若しくは制作、 印刷若しくは販売店への発送又は編集若し くは制作システムの維持のための専門的な 要員の確保の業務	郵便物の引受又は配達の業務	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況 全般の報道を行うための取材若しくは編成 若しくは番組制作若しくは番組送出若しく は現場からの中継若しくは放送機器の維持 管理又は放送システム維持のための専門的 な要員の確保の業務	運転、運行管理又は整備管理の業務

上水道業	下水道業	工業用水道業	河川管理・用水供給業	
上水道業	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	工業用水道業	河川管理・用水供給業	中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関
浄水管理、導水管理若しくは送水管理若し	処理場における水処理若しくは汚泥処理に係る監視若しくは運転管理、ポンプ場における監視若しくは運転管理又は管路における緊急損傷対応の業務	浄水管理、水質検査、配水管理又は工業用水道設備の補修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	ダム流量調節操作若しくは用水供給施設の操作、流量若しくは水質に関する調査又はダム若しくは用水供給施設の補修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	金融事業者間取引の業務

	金融証券決済事業	石油・鉱物卸売業	石油製品・石炭製
	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム	金融商品取引所等	金融商品取引清算機関 振替機関
くは配水管理、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査の業務	金融機関間の決済又はC D若しくはA T Mを含む決済インフラの運用若しくは保守の業務	銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ又は約定の業務	有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引き受け又は取引の決済の保証の業務
石油製品（L P ガスを含む。）の輸送、保管、出荷又は販売の業務	製油所における関連施設の運転若しくは原	石油卸売業	石油精製業

品製造業		飲食料品小売業
	熱供給業	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア
料若しくは製品の入出荷若しくは保安防災若しくは環境保全若しくは品質管理若しくは操業停止、油槽所における製品配送若しくは貯蔵管理若しくは保安防災若しくは環境保全又は本社若しくは支店における計画及び調整等の需給対応若しくは物流の管理の業務 燃料調達、冷暖房若しくは給湯の供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検又は製造若しくは供給に関する設備若しくはシステムの保守若しくは管理の業務 食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀、製粉、パン、菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類及び育児用調製粉乳に限る。以下同じ。）の調達、配達又は消費者への販売の業務		

各種商品小売業		食料品製造業		飲食料品卸売業	燃料小売業
百貨店・総合スーパー		缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調製粉乳に限る。）		食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	燃料小売業（LPガス及びガ
食料品若しくは生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋及び衛生用品をいう。以下同じ。）の調達、配達又は消費者への販売の業務		食料品の製造、資材調達又は出荷の業務		食料品若しくは原材料の調達、配達又は販売の業務	オートガスタン্ডにおけるLPガスの受

	ソリンスタンドに限る。）		その他の生活関連サービス業	火葬・墓地管理業 冠婚葬祭業	
入若しくは保管若しくは販売若しくは保安点検又はサービスステーションにおける石油製品の受入若しくは保管若しくは配送若しくは販売若しくは保安点検の業務	遺体の火葬の業務	遺体の死後処理に際して、直接遺体に触れる業務（創傷の手当、身体の清拭、詰め物又は着衣の装着に限る。）	生活必需品の調達若しくは配達又は消費者への販売の業務	医療機関からの廃棄物の収集運搬又は焼却処理の業務	公務員と同様の事務の業務
		ドラッグストア	産業廃棄物処理業	独立行政法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員が
			廃棄物処理業		

従事する事務に相当する事務（前各項に掲げるものを除く。中欄及び下欄において「公務員と同様の事務」という。）を行う事業	人をいう。以下同じ。）を除く。）又は地方独立行政法人（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）において公務員と同様の事務を行う事業
	国、地方公共団体、行政執行法人又は特定地方独立行政法人において新型インフルエンザ等対策の実施に係る事務と一体となつて行われる公務員と同様の事務を行う事業

○厚生労働省告示第二号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成二十五年厚生労働省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

題名を次のように改める。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程

第一条中「医療の提供の業務を行う事業者の」を削る。

第二条第一項及び第三項中「業務」の下に「又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を加える。

第三条第一項中「事項」の下に「（事業の種類（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。以下「基準告示」という。）の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）が法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供を行う事業若しくは重大かつ緊急の生命保護に関する

医療の提供を行う事業に該当する事業者（以下この項及び次条第三項において「医療の提供の業務を行う事業者」という。）又は社会保険・社会福祉・介護事業に該当する事業者にあつては、第七号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第四号中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。次号において「基準告示」という。）の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）」を削り、同項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号中「所在地」の下に「（医療の提供の業務を行う事業者以外の事業者において、当該医療機関が未定の場合にあつては、当該医療機関の確保方法）」を加え、同号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 産業医（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項に規定する産業医をいう。）を選任していること

第四条第一項中「事項」の下に「（同項第六号に掲げる事項については、当該事項のうち登録に係るもの。）」を加え、同条第二項中「その旨」の下に「及び前条第一項第六号に掲げる事項のうち登録に係るもの」を加え、同条第三項中「事項」の下に「（医療の提供の業務を行う事業者にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 対象業務の従事者数のうち登録に係るもの

第四条に次の一項を加える。

4 登録を受けた事業者は、前条第一項第九号に規定する医療機関が未定の場合においては、速やかにこれを確保しなければならない。

第六条第一項中「を除く。」の下に「又は第四条第四項の規定により医療機関を確保した場合」を加え、同条第二項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

改正後全文

○厚生労働省告示第三百七十号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程

（目的）

第一条 この規程は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

（登録）

第二条 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、この規程の定めるところにより、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（第四条第一項において「管理台帳」という。）に登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間満了の後引き続き医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、登録の更新を受けることができる。

（登録申請書の提出等）

第三条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする事業者は、次に掲げる事項（事業の種類（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号。以下「基準告示」という。）の表の上欄に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）が法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供を行う事業若しくは重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供を行う事業に該当する事業者（以下この項及び次条第三項において「医療の提供の業務を行う事業者」という。）又は社会保険・社会福祉・介護事業に該当する事業者にあつては、第七号に掲げる事項を除く。）を記載した登録申請書を厚生労働大臣に提出するものとする。

一 氏名、商号又は名称

二 主たる事務所の所在地

三 法人にあつては、代表者の氏名

四 事業の種類

五 対象業務（基準告示の表の下欄に掲げる対象業務をいう。以下同じ。）に従事する者が所属す

る事業所名及びその所在地

六 事業所ごとの対象業務の従事者数

七 産業医（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項に規定する産業医をいう。）を選任していること

八 新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続的に実施するための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を作成していること

九 法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種が行われる医療機関名及びその所在地（医療の提供の業務を行う事業者以外の事業者において、当該医療機関が未定の場合にあつては、当該医療機関の確保方法）

十 第五条第一項の規定に該当しないこと

十一 その他必要な事項

2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあつては、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。

3 登録を受けようとする事業者は、業務継続計画を主たる事務所又は事業所に備え付けるものとする。

4 厚生労働大臣は、必要に応じ、業務継続計画その他必要な書類の提出を求めることができる。

（登録の実施）

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項（同条第六号に掲げる事項については、当該事項のうち登録に係るもの。）並びに登録年月日及び登録番号を管理台帳に登録するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による登録をしたときは、その旨及び前条第一項第六号に掲げる事項のうち登録に係るものを当該登録を受けた事業者に通知するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による登録をしたときは、当該登録を受けた事業者に係る次に掲げる事項（医療の提供の業務を行う事業者にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を公表するものとする。

一 氏名、商号又は名称

二 事業の種類

三 対象業務に従事する者が所属する事業所及びその所在地

四 対象業務の従事者数のうち登録に係るもの

五 登録年月日

六 登録番号

4 登録を受けた事業者は、前条第一項第九号に規定する医療機関が未定の場合においては、速やかにこれを確保しなければならない。

（登録をしない場合）

第五条 厚生労働大臣は、第三条第一項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、当該登録申請書を提出した事業者が第九条第四号又は第五号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から二年を経過しないとき又は登録申請書中に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該登録申請書を提出した事業者に対し通知するものとする。

（変更の届出）

第六条 登録を受けた事業者は、第三条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合（軽微な変更があつた場合を除く。）又は第四条第四項の規定により医療機関を確保した場合においては、三十日以内に、その旨の登録変更届出書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 第四条第一項から第三項まで及び前条の規定は前項の登録変更届出書の提出があつた場合について準用する。

（廃業等の届出）

第七条 登録を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出るものとする。

一 個人事業者が死亡したときは、その相続人

二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 法人が破産手続き開始の決定により解散したときは、その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人

五 対象業務に係る事業を廃止したときは、当該登録を受けた事業者

(勧告)

第八条 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の適正な運営を確保するため、当該事業者に対して必要な勧告をすることができる。

一 この規程に違反したとき。

二 登録を受けた対象業務に関し不正な行為をしたとき。

(登録の消除)

第九条 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の登録を消除するものとする。

一 第七条の規定による届出があつたとき。

- 二 第七条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- 三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。
- 四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- 五 前条第二号に該当し情状が特に重いとき。
- 六 正当な理由がなくて第六条第一項の登録変更届出書の提出を怠ったとき。
- 七 前条の規定による勧告に従わないとき。

特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領

1 本要領の位置付け

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の登録に関する規程（平成 25 年厚生労働省告示第 370 号。以下「登録手続告示」という。）に基づく国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録並びに当該事業者と同様の職務を行う公務員（国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている行政執行法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。以下同じ。）（区分 3 の公務員）に関する当該公務員の所属機関の報告が円滑に行われるよう、登録申請及び報告（以下「登録申請等」という。）に係る留意事項等について定めるものである。

2 登録申請事業者及び登録対象者等

（１）登録申請事業者及び登録対象者

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録対象となり得る事業者（外部事業者の従業者について登録申請を行う公設機関（国、地方公共団体、行政執行法人又は特定地方独立行政法人が開設する機関をいう。以下同じ。）の開設者を含む。以下「登録申請事業者」という。）は、以下の 3 つの要件を満たしている必要がある。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 25 年厚生労働省告示第 369 号。以下「登録基準告示」という。）において定められた基準のうち、別添 1 の表の「事業の種類」及び「事業の種類の細目」に記載された事業（以下「国民生活・国民経済安定事業」という。）に係る事業者であること。
- ② 産業医（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条に規定する産業医をいう。以下同じ。）を選任していること。ただし、別添 1 の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に係る事業者については、この限りでない。
- ③ 業務継続計画※を作成していること。

※新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 25 年 6 月 26 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定）では「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第4条第3項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第18条第1項に規定する基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意する。

登録申請事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、登録基準告示において定められた基準のうち、別添1の表の対象業務（以下「登録対象業務」という。）に従事する者を登録対象者としてその数を登録申請するものとする。

（2）公務員の対象者

国民生活・国民経済安定事業に係る公務員についても、特定接種の実施に際し、必要なワクチンの数の把握及び円滑なワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国又は地方公共団体が上記登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、上記登録申請事業者と同様に、当該公務員の所属機関は、特定接種登録申請書（別添2。以下「登録申請書」という。）を用いて、厚生労働省に報告するものとする。（法第28条第1項第1号に基づく登録とは異なる性格のものである。）

3 登録申請等の周知

厚生労働省は、担当府省庁（別添1の表の「担当府省庁」で記載された府省庁をいう。以下同じ。）を通じて、必要に応じて地方公共団体や業界団体の協力を得ながら、登録申請事業者に対し、登録申請方法等について情報提供を行う。また、特定接種の対象となり得る公務員についても同様とする。

4 登録申請等の方法

登録申請等の方法は、以下のとおりとする。

（1）登録申請書の提出

登録申請事業者は、特定接種管理システム（以下「管理システム」という。）上で、登録申請書に必要事項を入力し、厚生労働省に登録申請書を提出する。登録申請書の提出については、管理システムにより、担当府省庁（担当府省庁が、当該事業所が所在する都道府県又は市町村（特別区を含む。）に申請内容の確認の協力を依頼する場合は、当該都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）を含む。）に通知される。また、やむを得ない理由により、管理システムによる登録申請書の提出ができない事業者に対しては、担当府省庁又は都道府県等が紙での配布・受付を行う。

国民生活・国民経済安定事業に係る公務員についても同様に、当該公務員の所属機関は、登録申請書を用いて、これに必要事項を入力し、厚生労働省に報告する。

（2）登録申請内容の確認

担当府省庁又は都道府県等は、管理システムにより通知された登録申請書の内容を適切に確認した上で、管理システムにより厚生労働省（都道府県等にあつては、担当府省庁又は都道府県）に通知する。

登録申請書を紙で受け付けた場合は、担当府省庁又は都道府県等は、これを登録申請書（Excel シート）に転記・確認の上で、取りまとめて、E-mail で厚生労働省（都道府県等にあつては、担当府省庁又は都道府県）に送付する。

なお、登録申請内容に疑義がある場合には、必要に応じて登録申請事業者に対して、登録対象業務の従業者数に係る算出の根拠等について照会を行うとともに、登録申請内容について修正を求めることとする。

国民生活・国民経済安定事業に係る公務員に関する報告内容についても同様に、担当府省庁又は都道府県等において適切に確認を行った上で、厚生労働省に通知する。

（３）登録等の実施

厚生労働省は、担当府省庁の確認が終了した登録申請書の内容について、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳（以下「管理台帳」という。）に登録を行う。

また、国民生活・国民経済安定事業に係る公務員に関する報告内容についても同様に管理台帳に記録する。

登録等に当たっては、備蓄しているワクチンが最大約 1,000 万人分であることを考慮し、医療分野及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員を含む全体の登録申請人数及び報告人数の合計が 1,000 万人を超える場合、当該全体の登録人数及び記録人数の合計が 1,000 万人程度となるように、国民生活・国民経済安定事業に係る登録申請人数及び公務員の報告人数を調整することとする。

5 登録申請書の記載事項

登録申請書の記載事項は、下記のとおりとする。また、担当府省庁は、必要に応じて、登録申請書の記載事項を備考欄を活用して追加することができる。

（１）申請者情報

- ・ 設立区分（公設機関の開設者のみ記載）
- ・ 事業者名
- ・ 代表者の氏名
- ・ 郵便番号
- ・ 所在地
- ・ 電話番号
- ・ FAX 番号
- ・ E-mail アドレス
- ・ 産業医を選任していること（社会保険・社会福祉・介護事業以外の登録申請事業者のみ記載（公設

機関の開設者は備考欄に記載))

- ・業務継続計画を作成していること（登録申請事業者のみ記載（公設機関の開設者は備考欄に記載））

（２）事業所情報

- ・事業所名
- ・郵便番号
- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・E-mail アドレス
- ・申請事業者の全従業者数
- ・事業の種類
- ・登録対象業務の従業者数
 - うち申請事業者の登録対象業務の従業者数
 - うち外部事業者の登録対象業務の従業者数
- ・登録対象業務の従業者数の登録対象業務ごとの内訳（備考欄に記載）

（３）接種実施医療機関情報

- ・医療機関名
- ・郵便番号
- ・所在地
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・E-mail アドレス
- ・接種実施医療機関が未定の場合は、上記の事項に代えて、接種実施医療機関の確保方法（備考欄に記載）

記載事項に関する詳細は、別途定めることとするが、基本的な考え方は以下のとおりである。

（産業医）

登録申請事業者は、労働安全衛生法の所定の要件に該当する医師を産業医として選任しなければならない。ただし、別添１の表の「事業の種類」が社会保険・社会福祉・介護事業に係る事業者については、産業医の選任を求めないこととするが、嘱託医に依頼する等、迅速に接種が行える体制を確保すること。

（業務継続計画）

登録申請事業者は、業務継続計画を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。業務継続計画に記載すべき事項は以下のとおりである。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

（接種実施医療機関）

接種実施医療機関が未定の場合の確保方法については、申請時点で検討している方法（外部の医療機関での実施等）を記載する。

外部の医療機関を接種実施医療機関として確保する場合、6による登録をした旨及び登録人数が通知された登録事業者は、速やかに、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関（外部の医療機関）と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添3）を示すので、適宜活用されたい。

また、当該登録事業者は、覚書作成後 30 日以内に管理システム上で、変更届出書に接種実施医療機関に係る以下の事項を入力し、厚生労働省に提出する。

- ・ 医療機関名
- ・ 郵便番号
- ・ 所在地
- ・ 電話番号
- ・ FAX 番号
- ・ E-mail アドレス

国民生活・国民経済安定事業に係る公務員についても同様に、当該公務員の所属機関は、変更届出書を用いて、厚生労働省に報告する。

（常勤換算）

従業者数については、登録対象業務に従事する時間を基に常勤換算したものとする。

（外部事業者の考え方）

登録申請事業者の登録対象業務を受託している外部事業者の職員（当該登録申請事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。）は、（2）の登録対象業務の従業者数に含むものとする。なお、外部事業者の職員には、委託や請負のほか、登録申請事業者の登録対象業務を担う派遣労働者も含むものとする。

なお、公設機関の職員は公務員の身分を有しているが、これらの職員についても、特定接種の実施に必要な事項等を報告する必要がある。一方、当該機関で登録対象業務を行う外部事業者（指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている場合も含む。）の従業者は公務員の身分を有していないため、当該公設機関の開設者は、2（1）の登録申請事業者として、法に基づく登録申請を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、これらの外部事業者の従業者とは、区別して対象者数を報告・登録申請することとする。

6 登録完了の連絡及び公表

厚生労働省は、登録申請事業者が登録事業者として厚生労働省に備える管理台帳に登録された場合には、管理システムにより、登録申請事業者に対して、登録をした旨及び登録人数を通知するとともに、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録人数、登録年月日並びに登録番号を公表する。

また、報告のあった国民生活・国民経済安定事業に係る公務員の所属機関についても、登録事業者と同様に通知及び公表をするものとする。

なお、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した登録事業者名等を公表するものとする。

7 登録の有効期間及び更新

登録の有効期間は5年とする。

有効期間満了の後も引き続き国民生活・国民経済安定事業を行う登録事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行うこと。

なお、管理システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了の日の90日前に、登録の更新案内をE-mailで通知する。

また、報告のあった国民生活・国民経済安定事業に係る公務員の所属機関についても、登録事業者と同様に更新の報告を行うものとする。

8 変更及び廃業等の届出

(1) 変更の届出

登録事項について変更があった場合（軽微な変更があった場合を除く。）は、登録事業者は、30日以内に管理システム上で、登録申請書に変更事項を入力し、厚生労働省に提出しなければならない。登録申請書の内容確認及び登録等の実施については、4に準じることとする。

また、報告のあった国民生活・国民経済安定事業に係る公務員の所属機関についても同様とする。

(2) 廃業等の届出

合併、破産等により登録事業者が消滅した場合及び登録事業者が国民生活・国民経済安定事業を廃業した場合、登録事業者は、30日以内に厚生労働省に対して、その旨を届け出なければならない。

また、報告のあった国民生活・国民経済安定事業に係る公務員の所属機関についても同様とする。

9 広報・相談

厚生労働省は、担当府省庁等の協力を得ながら、登録申請事業者に、接種の目的、実施方法、安全性、有効性等を含め、的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

10 その他

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。

特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録対象に関する基準

特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録対象に関する基準及び担当府省庁は、登録基準告示及び政府行動計画に基づき、以下の表のとおりとする。

なお、登録申請事業者と同様の職務を行う公務員（区分3の公務員）についても同様とする。

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	介護保険施設（新型インフルエンザ等医療提供（法第31条第1項に規定する患者等に対する医療の提供をいう。以下同じ。）を行う事業の項に分類されるものを除く。） 指定居宅サービス事業 指定地域密着型サービス事業 老人福祉施設 有料老人ホーム 障害福祉サービス事業 障害者支援施設 障害児入所支援施設 救護施設 児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	要介護三以上、障害支援区分四以上（障害児にあっては、短期入所に係る障害児支援区分二以上）又は未就学児の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供（重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供をいう。以下同じ。）又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療用医薬品の販売又は配送の業務	厚生労働省
医薬品製造業	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省

事業の種類	事業の種類細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
医療機器修理業	医療機器修理業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療機器の修理、販売、貸与又は配送の業務	厚生労働省
医療機器販売業	医療機器販売業			
医療機器貸与業	医療機器貸与業			
医療機器製造業	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省
再生医療等製品販売業	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の販売又は配送の業務	厚生労働省
再生医療等製品製造業	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	新型インフルエンザ等医療提供、重大緊急医療提供又は新型インフルエンザ等に係る予防接種に用いる再生医療等製品の元売り、製造、安全性確保又は品質確保の業務	厚生労働省
ガス業	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検、緊急時の保安対応、製造若しくは供給若しくは顧客情報等の管理又は製造若しくは供給に関連するシステムの保守の業務	経済産業省
銀行業	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	銀行券の発行、通貨若しくは金融の調節又は資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置の業務	財務省
空港管理業	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な	航空保安検査、旅客の乗降、燃料補給、貨物管理又は滑走	国土交通省

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
		旅客運送及び緊急物資（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 14 条各号に規定する物資をいう。以下同じ。）の航空機による運送確保のための空港運用	路等維持管理の業務（公務員の場合は、管制業務を含む。）	
航空運輸業	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航、客室応対、運航管理、整備、旅客サービス又は貨物サービスの業務	国土交通省
水運業	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	船舶による緊急物資の運送の業務	国土交通省
通信業	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク若しくは通信設備若しくは社内システムの監視、運用又は保守の業務	総務省
鉄道業	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転、運転指令、信号取扱い、車両検査、運用、信号システム若しくは列車無線若しくは防災設備等の検査、軌道若しくは構造物の保守、電力安定供給のための保守、線路若しくは電線路設備保守のための統制又は情報システムの管理の業務	国土交通省
電気業	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所若しくは変電所の運転監視若しくは保守若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応、燃料調達若しくは受入、資機材調達、送配電線の保守若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応、電力系統の運用若しくは監視若しくは故障若しくは障害対応又は通信システムの維持若しくは監視若しくは保守若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業	経済産業省

事業の種類	事業の種類の詳細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
			務	
道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷若しくは配送若しくは仕分け管理、運行管理又は整備管理の業務	国土交通省
道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	旅客バス若しくは患者等搬送事業用車両の運転、運行管理又は整備管理の業務	国土交通省
放送業	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくは編成若しくは番組制作若しくは番組送出若しくは現場からの中継若しくは放送機器の維持管理又は放送システム維持のための専門的な要員の確保の業務	総務省
郵便業	郵便業	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	郵便物の引受又は配達業務	総務省
映像・音声・文字情報制作業	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新聞（一般紙に限る。）の新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材若しくは編集若しくは制作、印刷若しくは販売店への発送又は編集若しくは制作システムの維持のための専門的な要員の確保の業務	経済産業省
銀行業	銀行 中小企業等金融業（商工組合中央金庫を除く。）	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	現金の供給、資金の決済、資金の融通又は金融事業者間取引の業務	金融庁
	中小企業等金融業（商工組合中央金庫に限る。）			経済産業省
	農林水産金融業			農林水産省

事業の種類	事業の種類の詳細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
	政府関係金融機関（沖縄振興開発金融公庫を除く。）			財務省
	政府関係金融機関（沖縄振興開発金融公庫に限る。）			内閣府
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダムの流量調節操作若しくは用水供給施設の操作、流量若しくは水質に関する調査又はダム若しくは用水供給施設の補修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	国土交通省
工業用水道業	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	浄水管理、水質検査、配水管理又は工業用水道設備の補修若しくは点検若しくは故障若しくは障害対応の業務	経済産業省
下水道業	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理若しくは汚泥処理に係る監視若しくは運転管理、ポンプ場における監視若しくは運転管理又は管路における緊急損傷対応の業務	国土交通省
上水道業	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理、導水管理若しくは送水管理若しくは配水管理、水道施設の故障若しくは障害対応又は水質検査の業務	厚生労働省
金融証券決済事業	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融機関間の決済又はＣＤ若しくはＡＴＭを含む決済インフラの運用若しくは保守の業務	金融庁
	金融商品取引所等		銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ又は約定の業務	
	金融商品取引清算機関		有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引き受け又は取引の決済の保証の業務	
	振替機関		売買された有価証券の権利の電子的な受け渡しの業務	

事業の種類	事業の種類細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
石油・鉱物卸売業	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（ＬＰガスを含む。）の供給	石油製品（ＬＰガスを含む。）の輸送、保管、出荷又は販売の業務	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	製油所における関連施設の運転若しくは原料若しくは製品の入出荷若しくは保安防災若しくは環境保全若しくは品質管理若しくは操業停止、油槽所における製品配送若しくは貯蔵管理若しくは保安防災若しくは環境保全又は本社若しくは支店における計画及び調整等の需給対応若しくは物流の管理の業務	経済産業省
熱供給業	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	燃料調達、冷暖房若しくは給湯の供給監視若しくは調整、設備の保守若しくは点検又は製造若しくは供給に関する設備若しくはシステムの保守若しくは管理の業務	経済産業省
食料品小売業	各種食料品小売業 食料品スーパー	新型インフルエンザ等発生時における食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀、製粉、パン、菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類及び育児用調製粉乳に限る。以下同じ。）の販売	食料品の調達、配達又は消費者への販売の業務	農林水産省
	コンビニエンスストア			経済産業省
各種商品小売業	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における食料品又は生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋及び衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	食料品若しくは生活必需品の調達、配達又は消費者への販売の業務	経済産業省
食料品製造業	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業	新型インフルエンザ等発生時における食料品の供給	食料品の製造、資材調達又は出荷の業務	農林水産省

事業の種類	事業の種類の細目	社会的役割	対象業務	担当府省庁
	レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調製粉乳に限る。)			
飲 食 料 品 卸 売 業	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等 発生時における食料品 及び食料品を製造する ための原材料の供給	食料品若しくは原材料の調 達、配達又は販売の業務	農 林 水 産 省
燃 料 小 売 業	燃料小売業（ＬＰガス及 びガソリンスタンドに 限る。）	新型インフルエンザ等 発生時におけるＬＰガ ス、石油製品の供給	オートガススタンドにおけ るＬＰガスの受入若しくは 保管若しくは販売若しくは 保安点検又はサービスステ ーションにおける石油製品 の受入若しくは保管若しく は配送若しくは販売若しく は保安点検の業務	経 済 産 業 省
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	火葬・墓地管理業	火葬の実施	遺体の火葬の業務	厚 生 労 働 省
	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理に際して、直 接遺体に触れる業務（創傷の 手当、身体の清拭、詰め物又 は着衣の装着に限る。）	経 済 産 業 省
そ の 他 小 売 業	ドラッグストア	新型インフルエンザ等 発生時における生活必 需品の販売	生活必需品の調達若しくは 配達又は消費者への販売の 業務	経 済 産 業 省
廃 棄 物 処 理 業	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃棄物の収 集運搬又は焼却処理の業務	環 境 省

※１：「事業の種類」及び「事業の種類の細目」で記載された事業は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。当該日本標準産業分類上の事業には該当しないが、当該事業と同様の社会的役割を担う事業者については、当該事業に該当する事業者として整理する。

※２：水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者として登録対象業務に従事するその職員を５（２）の登録対象業務の従業者数に含むものとする。

※３：倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として登録対象業務に従事するその職員を５（２）の登録対象業務の従業者数に含むものと

し、これらと短期的な契約を行っている事業者は一般の外部事業者とする。

※４：銀行業（中央銀行を除く。）については、政府行動計画の銀行業欄に記載された担当府省庁（金融庁、内閣府、経済産業省、農林水産省、財務省及び厚生労働省）の中から、便宜上、主担当府省庁を定めるもの。なお、主担当府省庁以外の担当府省庁は、主担当府省庁からの求めに応じ、特定接種の登録作業（周知・確認等）に協力するものとする。

登録申請書(民間)

別添2

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

申請者 (事業者) 情報	※ 事業者名	
	※ 事業者名(ふりがな)	
	※ 代表者氏名	
	※ 代表者氏名(ふりがな)	
	※ 郵便番号	検索
	※ 所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
	※ 所在地(町名以下)	
	※ 電話番号	
	※ FAX番号	
	※ E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp
	※ 産業医の選任の有無 事業の種類が、新型コロナウイルス感染症、重大・緊急感染症、社会保険、社会福祉・介護事業は選任の必要はないが「有」にチェックすること	☐ 有 ☐ 無
	※ 業務継続計画の有無	☐ 有 ☐ 無

事業所と接種実施医療機関の登録

リストのアップロード	参照... こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。
------------	---

事業所情報	※事業所名	
	※事業所名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
	※所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	申請事業者の全従業員	

事業の種類情報	※事業の種類	- 未選択 - ▼
	※事業の種類の細目1	- 未選択 - ▼
	事業の種類の細目2	- 未選択 - ▼
	登録対象業務の従業員数 (常勤換算)	
	※うち申請事業者の登録 対象業務の従業員数	
	※うち外部事業者の登録 対象業務の従業員数	
	備考	

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。 [追加登録](#)

接種実施 医療機関情報	※医療機関名	
	※医療機関名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 - ▼
	※所在地(市区町村)	- 未選択 - ▼
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号 半角数字でハイフン不要	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	備考	

*他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。 [追加登録](#)

[確認画面へ](#)

[クリア](#)

登録申請書(国、都道府県、市区町村)

別添2

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

※ ☐ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

申請者 (事業者) 情報	※ 設立区分	- 未選択 -	▼
	※ 事業者名		
	※ 事業者名(ふりがな)		
	※ 代表者氏名		
	※ 代表者氏名(ふりがな)		
	※ 郵便番号		検索
	半角数字でハイフン不要		
	※ 所在地(都道府県)	- 未選択 -	▼
	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 -	▼
	※ 所在地(町名以下)		
	※ 電話番号		
	半角数字でハイフン不要		
	FAX番号		
	半角数字でハイフン不要		
※ E-mailアドレス	test-tokutei@mhlw.go.jp		
備考1			▲▼
備考2			▲▼

次へ

クリア

事業所と接種実施医療機関の登録

リストの アップロード	参照... こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。	
事業所情報	※事業所名	
	※事業所名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 -
	※所在地(市区町村)	- 未選択 -
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	申請事業者の全従業員	
事業の種類情報	※事業の種類	- 未選択 -
	※事業の種類の細目1	- 未選択 -
	事業の種類の細目2	- 未選択 -
	登録対象業務の従業者数 (常勤換算)	0
	※うち申請事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	※うち外部事業者の登録 対象業務の従業者数	0
	備考	

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。

追加登録

接種実施 医療機関情報	※医療機関名	
	※医療機関名(ふりがな)	
	※郵便番号 半角数字でハイフン不要	検索
	※所在地(都道府県)	- 未選択 -
	※所在地(市区町村)	- 未選択 -
	※所在地(町名以下)	
	※電話番号	
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	
	E-mailアドレス	
	備考	

*他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。

追加登録

確認画面へ

クリア

特定接種の接種体制に関する覚書

(株) 〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と 医療法人〇〇〇〇代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号) 第 28 条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(平成 25 年厚生労働省告示第 369 号) の別表の業務に従事する甲の従業員〇〇人分の特定接種を行うこと。

以 上

以上の合意の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番地〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役

〇 〇 〇 〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇番地〇号
医療法人〇〇〇〇
代表者

〇 〇 〇 〇

注) 株式会社、医療法人は一例である。